

埼玉県中小企業・個人事業主支援金

埼玉県は、新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けている、県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた取組を支援します。

対 象 県内の中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて20日以上休業しているもの

支 給 額 20万円(県内の複数事業所を休業している場合は30万円)

受付期間 令和2年6月15日(月)まで

申請方法 電子申請を原則とします(郵送も可)。

※詳細は、HPをご確認ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/koronashien.html>

問合せ 中小企業等支援相談窓口 ☎048-830-8291
にぎわい創出課 企業支援グループ ☎内231、232

**小川町学校再編等審議会からの短期再編計画の答申について**

町及び町教育委員会では、現在、学校再編等審議会に対し、小中学校の再編計画について諮問を行い、ご審議いただいているところですが、このたび短期計画(東小川小学校を小川小学校に統合すること)について、審議会より答申をいただきましたのでお知らせします。

なお、町及び町教育委員会は、この答申を受け、短期再編計画の策定に向け進めてまいります。

【答申の概要】

- 再編案のとおり計画を策定し、実施していく必要がある。
- 統合後の東小川小学校の通学区域は、小川小学校の通学区域とする。

なお、この統合を実施する際には、「3 短期計画に関わる統合の実施方法」を踏まえ計画を立てて丁寧に進めていく必要がある。

※答申の内容の詳細については、町HPで閲覧できます。また、学校教育課(役場3階)窓口でもご覧いただけます。

問合せ 小川町教育委員会 学校教育課 学校教育担当 ☎内273